

◎農業所得の申告

農業所得は、収支内訳書に基づき算出しますので、作成した帳簿等をご持参ください。帳簿を作成されていない方や帳簿等に不備や不明瞭な点がある方は、町での受付はできませんのでご了承ください。

◎障害者手帳等をお持ちでない場合も障害者控除が受けられます

障害者手帳等の交付を受けていない場合でも、障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けた場合には、障害者控除を受けることができます。認定を受けたときに「障害者控除対象者認定書」が交付されますので、申告の際にご持参ください。詳しくは神崎町保健福祉課（☎721603）までお問い合わせください。

町県民税の申告

◎申告が必要な方

平成31年1月1日現在、神崎町に住んでいる方で、次のいずれかに該当する方が対象となります。但し、所得税の確定申告をする方は、町県民税の申告は必要ありません。

【平成30年1月から12月までに次の所得があった方】

- ①営業や農業などの事業所得
- ②不動産・譲渡・一時・山林及び雑所得
- ③退職所得（特別徴収をしていない方）

【給与所得がある方で次のいずれかに該当する方】

- ①勤務先から神崎町役場へ「給与支払報告書」の提出がなかった方（勤務先へご確認ください）
- ②給与所得以外の所得が20万円以下で確定申告をしていない方
- ③給与を2ヶ所以上から受けている方（恩給や年金などを受けている方も含まれます）
- ④雑損控除や医療費控除などを受ける方

【所得がなかった方】

平成30年中に自分の所得がなく、町内居住者の扶養親族でない方は、「所得なし」として申告をしてください。国民健康保険や各種年金の審査、所得証明などの資料として必要になります。

また、神崎町に住所がない方でも、実質上の生活の本拠地が神崎町にある方は申告が必要です。

◎申告に必要なもの

- ①印鑑（シヤチハタは不可）
- ②所得を証明する書類（源泉徴収票、支払調書、帳簿書類など）
- ③社会保険料・生命保険料・地震保険料・個人年金保険料や医療費・寄附金等がある方は、その領収書や明細書・証明書など
- ④番号確認書類（個人番号カード・通知カードなど）

と身元確認書類（運転免許証・パスポートなど）

◎医療費控除は領収書が提出不要となりました

平成29年分の確定申告から、医療費の領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。但し、領収書はご自宅で5年間保存をお願いします。

平成30年分 所得税確定申告・町県民税申告相談日程

相 談 日	地 区 名		申告会場	青色コーナー
	午 前	午 後		
2月18日(月)	四季の丘	四季の丘	役 場 2 階 第 2 会 議 室	
2月19日(火)	成城台・藤の台	武田・新		
2月20日(水)	武田・新	神崎神宿		
2月21日(木)	神崎神宿	神崎本宿		
2月24日(日)	全地区(予約制)	全地区(予約制)		
2月25日(月)	神崎本宿	毛 成		
2月26日(火)	毛成・神崎本宿	古 原		
2月27日(水)	古 原	郡		
2月28日(木)	郡	大貫・立野		
3月4日(月)	大貫・立野	植 房		
3月5日(火)	植 房	小 松		
3月6日(水)	小 松	並 木		
3月7日(木)	並 木	今・高谷		
3月11日(月)	松崎・向野	成城台・藤の台		◎
3月12日(火)	全 地 区	全 地 区		◎
3月13日(水)	全 地 区	全 地 区		◎
3月14日(木)	全 地 区	全 地 区		
3月15日(金)	全 地 区	全 地 区		

- ◎受付時間【午前の部】午前9時～11時
【午後の部】午後1時30分～4時（日曜日は午後3時まで）
但し、当日の混雑状況等により、受付時間中でも受付を早めに終了させていただく場合がありますので、お早めに受付をお願いします。
- ◎2月18日(月)～3月11日(月)は該当地区の方が優先となります。
該当地区以外の方が申告相談される場合は、順番が後になる場合がありますので、予めご了承ください。
- ◎2月24日(日)は、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。予約は、2月22日(金)午後5時までに神崎町役場町民課税務係へご連絡ください。
- ◎領収書等の集計をされていない場合は順番が後になりますので、ご了承ください。
- ◎青色申告決算書は、作成済のもののみ受付します。必ず自書にて作成後、申告にお越しください。